

築上町告示第21号

平成25年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成25年2月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成25年3月4日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

3月8日に応招した議員

3月11日に応招した議員

3月12日に応招した議員

3月22日に応招した議員

応招しなかった議員

平成25年 第1回 築上町議会定例会会議録(第1日)

平成25年3月4日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年3月4日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第1号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について

日程第5 議案第2号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第6 議案第3号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第4号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議案第5号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第9 議案第6号 平成25年度築上町一般会計予算について

日程第10 議案第7号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第8号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第9号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第13 議案第10号 平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第14 議案第11号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第15 議案第12号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第16 議案第13号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第17 議案第14号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第18 議案第15号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について

日程第19 議案第16号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

日程第20 議案第17号 平成25年度築上町水道事業会計予算について

日程第21 議案第18号 築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第22 議案第19号 築上町環境施設基金条例の制定について

日程第23 議案第20号 築上町道路構造の基準に関する条例の制定について

- 日程第24 議案第21号 築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 築上町コミュニティセンター条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 築上町水道法施行条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第38 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第39号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第43 議案第40号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第1号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第5 議案第2号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

て

日程第6 議案第3号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第4号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議案第5号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第9 議案第6号 平成25年度築上町一般会計予算について

日程第10 議案第7号 平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第8号 平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第12 議案第9号 平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第13 議案第10号 平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第14 議案第11号 平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について

日程第15 議案第12号 平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第16 議案第13号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第17 議案第14号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第18 議案第15号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について

日程第19 議案第16号 平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について

日程第20 議案第17号 平成25年度築上町水道事業会計予算について

日程第21 議案第18号 築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第22 議案第19号 築上町環境施設基金条例の制定について

日程第23 議案第20号 築上町道路構造の基準に関する条例の制定について

日程第24 議案第21号 築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について

日程第25 議案第22号 築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第26 議案第23号 築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について

日程第27 議案第24号 築上町コミュニティセンター条例の制定について

日程第28 議案第25号 築上町水道法施行条例の制定について

日程第29 議案第26号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30 議案第27号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

日程第31 議案第28号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

日程第32 議案第29号 築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33 議案第30号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34 議案第31号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第35 議案第32号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第38 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第37号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第41 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第39号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡  
県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第43 議案第40号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君    副町長 ..... 八野 紘海君  
 教育長 ..... 進 俊郎君  
 会計管理者兼会計課長 ..... 田中 哲君

総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長 .....	平尾 達弥君	都市政策課長 .....	久保 和明君
上水道課長 .....	加來 泰君	下水道課長 .....	古田 和由君
総合管理課長 .....	宮尾 孝好君	環境課長補佐 .....	進 信博君
農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君	商工課長 .....	神崎 一浩君
学校教育課長 .....	金井 泉君	生涯学習課長 .....	田原 泰之君
監査事務局長 .....	石川 武巳君		

午前10時00分開会

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、平成25年第1回築上町議会定例会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。もう本当に春の気配が色濃くなってまいりました。第1回平成25年度の定例会を招集いたしましたところ、全員の参席をいただきましてありがとうございます。

また、先ほどは、吉元議員が自治功労表彰ということで、永年勤続ということで表彰を受け、おめでとうございます。そしてまた、同じ議員であります有永副議長が藍綬褒章という、これは消防関係の表彰でございますけれども、おめでとうございました。この場を借りてお祝いを申し上げます。

そしてまた、我が築上町も、さきの2月28日の町村長会におきまして、福岡県4団体表彰されるわけでございますけれども、我が町も自治振興功労ということで、非常に顕著な地域発展の業績があるということで表彰を受けましたので、ここに御報告をいたします。

そして、昨年12月に総選挙がございまして、自民党が政権を改革いたしまして、今非常に世の中が少し明るい兆しが出てきているといいますが、アベノミクスということで非常にすごい勢いで、まだ何もやっていないときに円が急激に円安になって、輸出業界にとっては非常に朗報だと。しかし、輸入業界にとっては少し芳しくないかなという形になるかと思えます。そして、株価も非常に期待感の中で上昇を続けてきているというのは、現実でございます。

そしてまた、地方財政におきましても、15カ月予算ということで、もう本当に自民党になりまして、今我々の町にも交付金ということで相当数の予算がつけられているわけでございます。この予算も今度の補正予算に反映させていただき、またできないものは追加予算ということでさせていただこうと、このように考えているところでございます。

そして、平成25年度の一般会計予算、大型事業が平成24年度をもちまして、一旦終息をするということで、コミュニティセンター、それから旧蔵内邸等々の大きい事業が、大体24年度で完成をする予定でございます。

25年度は、一休みということで、住民生活には非常に大切な予算ということで、道路等々の公共施設の整備は多く盛り込ませていただいておりますけれども、大きな事業というものは、今後の大型事業ということで、学校建てかえ、庁舎の建てかえ等々に少しは積み立てをしていかなければとこういう気運の中で、補正予算でも相当数積み立てをさせていただいておりますし、当初予算も若干の予算を計上しているところでございます。

そして、この事業の終息で、3月23日にコミュニティセンター、名前を「ソピア」ということで、これは、検討委員会の中で公募をしていただきながら決定していただいたということで、ソピアとは、ギリシャ語で智恵ということだそうでございます。そういうことで、智恵の文殊様等々と掛け合わせながら、地域の振興にこの「ソピア」が期していけばいいがなと、このように考えているところでございます。

それから、明けて4月16日には、旧蔵内邸のオープン式典を行う予定にしております。

そして、4月18日から一般公開ということでございますし、寄附者との協議を重ねまして、寄附者の氏名もこの16日の日に公表をしようというふうなことで、現在、石碑を寄附をしていただいたということで、お礼を込めて今石碑を注文しているところでございまして、晴れて4月16日には、寄附者の名前が公にされるところでございます。

そしてあと、きょうの議会が開会に対しまして、議案は、予算案、補正予算が5件、それから当初予算が12件、そしてあと条例が16件と、あとその他の予算が7件ということで、計40議案を上程させていただいているところでございます。

議員の皆さんには、会期中、十分に審議をしていただきながら、全議案可決をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これで行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

議長(田村 兼光君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、塩田文男議員、10番、西畑イツミ議員を指名します。

#### 日程第2. 会期の決定

議長(田村 兼光君) 日程第2、会期の決定について、議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長(信田 博見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

3月1日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

3月4日月曜日、本日は、本会議で議案の上程、なお議案第37号工事請負契約の締結についてから、議案第40号築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでの契約、人事、組合規約、補正予算(第4号)、繰越明許費について、以上4件は、本日即決することとして協議しました。

3月5日火曜日、3月6日水曜日、3月7日木曜日は、議案考案日とします。

3月8日金曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

3月9日土曜日、3月10日日曜日は休会とします。

3月11日月曜日は、一般質問とします。

3月12日火曜日は、一般質問の予備日とします。

3月13日水曜日は、厚生文教常任委員会とします。

3月14日木曜日、15日金曜日は、休会とします。

3月16日土曜日、17日日曜日は休会とします。

3月18日月曜日は、産業建設常任委員会とします。

3月19日火曜日は、総務常任委員会とします。

3月20日水曜日は、祭日で休会とします。

3月21日木曜日は、委員会予備日とします。

3月22日金曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決です。

今回、中学校及び小学校の卒業式の日時を考慮しての日程でございます。御了承お願いいたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については、一般質問でお願いします。なお、一般質問の受付締め切りは、明日正午までとします。

以上、会期は、本日から3月22日までの19日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3月4日から22日までの19日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの19日間に決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告



議長(田村 兼光君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第1号外39件です。

また、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、御報告いたします。

議題に入ります。

日程第4. 議案第1号

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

日程第7. 議案第4号

日程第8. 議案第5号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第4、議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第8、議案第5号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでを会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第4、議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてから、日程第8、議案第5号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第1号平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)を別紙のとおり提出する。

議案第2号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第3号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第4号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出す

る。平成25年3月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第1号は、平成24年度築上町一般会計補正予算(第7号)でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額114億170万円に6億160万円を追加いたしまして、総額を120億330万円と定めるものでございます。

主な予算の内容といたしましては、予算調整といいますか、一応事業が終わりまして減額するものということで、水田農業経営強化事業、それから再編交付金、これも予算を組んでおりましたけれども、余りましたので減額をする。それからコミュニティセンターもこれも当初予定しておりましたより、約3,600万ほど一応予算的には減額をさせていただいているところでございます。

あと、増額分は、例の安倍総理大臣になって、社会資本整備総合交付金事業ということで、これは道路改良の舗装に充てるような形で8,130万円ほど一応予算化させていただいているところでございます。

それからあとは、臨時財政対策債繰上償還元金ということで、これも1億9,000万、約2億ほど計上させていただいている。

それからあと、基金の積み立てということで、先ほど御挨拶にも申しましたように、5億6,400万円ほど基金を積み立てをさせていただこうと、このような予算でございます。

あと、歳入の主なものも、これは、基金から約4億近い金を入れる予定でございましたけれども、3億1,000万ほど入れなくて済んだというふうなことで、これを減額で組まさせていただいているところでございます。

あと、先ほど申しましたように、社会資本の総合整備交付金事業等々の、それから普通交付税が約2億6,000万ほど歳入で計画をさせていただいているところでございます。

あと、繰越明許費が設定13件ということで、この補正予算に計上させていただいているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第2号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,934万1,000円を減額いたしまして、予算の総額を2億1,246万4,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、下水道事業収益内における社会資本整備総合交付金の確定による財源の調整でございます。

資本的収入については、社会資本整備総合交付金の確定により国庫補助金1,000万、それから下水道事業債360万、一般会計繰入金1,853万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出については、分担金一括納付者増による報償金65万9,000円を追加させていただきまして、社会資本整備総合交付金事業費確定に伴い、建設改良費3,000万円を減額するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第3号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,600万円を減額いたしまして、総額をそれぞれ5億3,130万8,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、歳入については、分担金15万円、事業の確定による県補助金9,950円、それから一般会計繰入金が1,520万円、それから農業集落排水事業債1,100万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出については、調査設計監理委託料8,000万円、それから建設費2,800万円を減額いたすものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第4号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億600万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億5,149万6,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、社会資本整備総合交付金事業交付金の追加により、国庫補助金が9,075万円、下水道事業債1億1,870万円を追加いたしまして、一般会計から繰入金1,155万円を追加するものでございます。

歳出については、交付金事業の追加により、測量設計1,000万、それから建設改良事業が1億9,600万円を追加させていただいております。

また、この項目では、事業の一部予算を繰越明許措置によって繰り越すようにしておるところでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第5号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)でございますが、この予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,665万9,000円を追加いたしまして、予算の総額をそれぞれ2億1,964万5,000円と定め、繰越明許費7,235万9,000円とし、地方債の限度額を3,900万円とするものでございます。

補正の主なものは、一般会計繰入金が165万9,000円、それから町債3,900万円、国庫補助金が2,600万円を追加するものでございます。

歳出については、築城インターチェンジ配水管の布設替工事に伴う工事費及び管理業務の委託費、これが年度内支払い額が確定したため、委託料270万円、工事請負費300万円をそれぞれ減額をいたしまして、国の臨時交付金事業による生活基盤近代化事業費7,235万9,000円を追加いたしまして、繰り越しをするものでございます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

日程第9. 議案第6号

日程第10. 議案第7号

日程第11. 議案第8号

日程第12. 議案第9号

日程第13.議案第10号

日程第14.議案第11号

日程第15.議案第12号

日程第16.議案第13号

日程第17.議案第14号

日程第18.議案第15号

日程第19.議案第16号

日程第20.議案第17号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第9、議案第6号平成25年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第17号平成25年度築上町水道事業会計予算についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第17号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第9、議案第6号平成25年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第17号平成25年度築上町水道事業会計予算についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第6号平成25年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第10号平成25年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。平成25年3月4日、築上町長新川久三。

議案第17号平成25年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成25年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成25年3月4日、築上町長新川久三。議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第6号は、平成25年度の築上町一般会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,880万円と定め、一時借入金の限度額を10億円と定めております。

前年度の当初予算と比較いたしますと、12億7,860万円の一応昨年より13.39%減じているところでございます。御承知のように予算総額の減少は、光ファイバーのこれが9億予定しておりましたけれども、実質的には3億超で済みましてところでございますし、それからコミュニティセンターの建設事業、これも5億5,900万円ほど、去年よりの事業が完成ということで減っているところでございます。

それとあとは、次は予算案の概要でございますけれども、歳入につきましては、年少扶養控除廃止に伴う町民税の増収ということで、町税がこれを基本に1,053万5,000円ほど、一応昨年よりはふやして計上させていただきます。

それから、地方譲与税も469万7,000円、これも3.8%の増ということで計上させていただいているところでございます。

それから、地方交付税の普通分は、国勢調査人口の減による数値補正ということで、これが非常に大きな金額になっております。7,584万6,000円ということで、前年より2.2%減らさざるを得ないという状況になっているところでございます。特別分も事業等々、これは5.1%で1,670万6,000円ということで、少な目に見積もっているところでございます。

それから、臨時財政対策債も含めたところで実質的な地方交付税総額は、8,782万4,000円ほど少な目に見積もっているところでございます。

また、町債も過疎対策事業債・旧合併特例債の発行減により、これも12億9,500万ほど減らして、60%

減ということで計上をさせていただいている。額にすれば8億3,900万ほど減らせていただいているところでございます。

歳出においては、人件費ということで退職手当組合の負担金、これがやっぱり増額ということで約579万1,000円ほど計上させていただいて、これが16億8,150万円ほど負担金となるわけでございます。

それから、公債費は、定期償還の減少により、これが1億2,696万円の減というふうな形で減らして、それから扶助費は未熟児の医療対策ということで、これは790万ほど要りますが、増加いたしまして、986万1,000円を増加して13億7,596万円ということで計上させていただいて、義務的経費については1億1,130万8,000円ほど減少しているところでございます。

それからあと、普通建設事業は、先ほど申しましたように、光ファイバー、コミュニティセンター建設事業等々で大幅に減額いたしまして、10億1,450万2,000円を1億、今回計上させていただいているところでございます。

平成24年度は、住民生活の向上に必要な不可欠な生活基盤整備のため、町債残高は、一時的に増加をいたしました。町債の繰り上げ償還により債務残高の圧縮に努めているところでございます。

また、本年度の予算についても、事務的経費、維持管理等の経常経費の削減を念頭に一般財源の圧縮を図ったところでございます。それにしても、なお財源不足については、財政調整基金、積立金、減債基金等々の基金の取り崩しも若干させていただいているところでございます。

それからあと、財政調整等積立金、それから減債基金の残高、合併前の水準を加えたものの、町の財源の大きさをあらかず標準財政規模のまだ30%でしかありませんので、残高は十分な水準でないというものでございます。

また、町債についても、標準財政規模の約1.7倍と高い水準にあります。しかし、今後、老朽化した公共施設等の維持補修、それから28年度から合併算定がえによる地方交付税の特例的な加算額が段階的に削減されます。一般財源が減少していく見込みで、町財政は依然として厳しい状況と言わざるを得ないような状況でもございますし、なお、引き続き緊縮財政をやっていく必要があるとこのように考えているところでございます。

しかし、されとて、やはり住民生活に必要な予算は捻出していかなきゃいけないということで、極力国庫補助事業等々を利用しながら、財源の見積もりをしていながら事業的にはやっていきたいとこのように考えているところでございますし、この一般会計予算、緊縮財政を少ししたつもりでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第7号は、平成25年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますけれども、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ265万円と定め、一時借入金の最高限度額を2億9,900万と定めるものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、総務管理費のいわゆる人件費等々のもので、250万円ということで、こ

の財源は貸付金の元利収入141万6,000円及び県補助金の1,084万円を充てているところでございますし、貸付金は、非常に多額な滞納額がございます。この回収に向けて全力に取り組んでおりますし、特に時効にならないような措置というふうなことで、差し押さえ等々を現在でも実行しているところでございますし、逐次、いわゆる分納を貸付者をお願いをしながら、時効にならないという措置をとっていらっしゃるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第8号平成25年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、既定の歳入歳出それぞれ484万8,000円とするものでございます。歳出の主なものは、今年度貸付予定者の新規6名(大学生4名、短大生2名)と奨学金基金費100万円を計画しているところでございます。歳入の主なものは、貸付金の元利収入と前年度繰越金で賄うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第9号平成25年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207万5,000円と定めるものでございます。

本会計は、既貸付金の返済回収業務を行っておるものでございますが、貸付金の元利収入が207万3,000円と、これは後は事務費及び一般会計繰出金を充てておるところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成25年度築上町霊園事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ312万5,000円と定めるものでございます。

平成25年度の販売数は、小区画を2区画を見込みを計上いたしているところでございます。

歳入は、使用料及び手数料が120万9,000円、事業費及び一般会計へ繰り出すための基金繰入金191万2,000円が主なものでございます。

歳出は、一般管理費として212万3,000円、それから逆に一般会計への繰出金を100万円見込んでいます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第11号平成25年度築上町国民健康保険特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を27億8,248万6,000円と定めまして、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

本年度は、医療費総額を19億9,000万6,000円と計上しており、前年度比で約3%の減少を見込んでおります。

本年度は、医療制度の大きな制度変更はございませんが、予算についても大きな増減はしていません。また、平成24年度の医療費実績を勘案いたしまして、医療費総額を前年度比3%減で計上いたしているところでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税4億6,248万6,000円、それから国庫支出金が7億3,350万2,000円、療養給付費等交付金1億3,005万9,000円、前期高齢者交付金7億5,326万6,000円、県支

出金として1億8,652万4,000円、共同事業交付金3億5,124万2,000円、それから一般会計の繰入金  
1億6,393万5,000円を一応計上させていただいておるところでございます。

歳出の主なものは、保険給付費が19億9,000万6,000円、後期高齢者の保険への支援2億6,814万  
9,000円、それから介護保険への介護納付金が1億947万円、それから共同事業拠出金3億3,500万  
7,000円、保健事業費が1,865万9,000円を予算計上しているところでございます。よろしく御審議をいた  
だき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第12号平成25年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

本予算案は、歳入歳出予算総額を3億514万3,000円と定めるものでございます。

この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収し、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付をするた  
めの特別会計でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料として2億707万2,000円、一般会計繰入金として9,803万  
3,000円を計上させていただいております。

歳出の主なものは、総務管理費が1,217万円、それから後期高齢者医療広域連合納付金が2億  
9,021万3,000円、予備費として150万円を計上させていただいているところでございます。よろしく御審議  
をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第13号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてございま  
すが、本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,437万5,000円と改め、一時借入金の最高額を  
3億と定めるものでございます。

歳入の主なものは、いわゆる下水道の使用料4,100万、一般会計補助金が3,700万、資本的収入として  
受益者分担金が約500万円を予定しており、それから事業費の国庫補助金4,075万、一般会計の補助金  
が8,787万5,000円、それから下水道事業債が2,230万円ということで予定をしております。

なお、歳出の主なものは、いわゆる処理場が4,347万5,000円、それから支払い利息が3,297万  
3,000円ということで、あとは管渠拡張工事ということで、これが1億1,506万1,000円、それから下水道事  
業債償還金4,086万3,000円を計上させていただいているところでございます。

事業については、マンホールポンプ設置工事、それから管路工事が約800メートルを予定している  
ところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第14号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,018万4,000円と定めます。それから一時借入金の最  
高額を4,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、下水道の使用料が5,591万1,000円、一般会計からの補助金4,408万円、資本的  
収入として受益者分担金80万円、県補助金が6,600万円、一般会計補助金が1億3,361万円、下水道事  
業債3,820万円を見込んでおります。



歳出の主なものは、下水道管理費として処理施設費の管理料が5,880万9,000円、それから支払い利息が4,076万円、資本的支出として管路の埋設工事が、これが1億7,713万4,000円、それから下水道事業債償還6,147万5,000円でございます。

なお、事業の内容は、椎田西部地区のマンホールポンプ工事及び管路工事を1キロ計画をしているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第15号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,507万7,000円と定め、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、一般会計の補助金3,652万1,000円、資本的収入として受益者負担金165万円、国庫補助金が1億6,200万円、一般会計補助金1億4,105万8,000円、それから事業債が9,370万円を予定しているところでございます。

歳出の主なものは、下水道管理費として処理施設費2,783万8,000円、支払い利息は、682万9,000円、資本的支出として公共下水道事業費として3億9,840万7,000円を予定しております。

事業の内容は、汚泥処理施設建設工事、それからマンホールポンプ工事、管路工事が2.5キロを計画をしているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第16号平成25年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,929万円と定め、一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものでございます。

歳入の主なものは、いわゆる給水事業収入が6,264万円、国庫補助金2,600万円、一般会計繰入金1億1,937万4,000円、町債が2,750万円、歳出の主なものは、総務費、一般管理費が3,474万7,000円、財産管理費5,335万6,000円、簡易水道施設整備事業費が8,773万3,000円、公債費として町債元利償還費が6,145万3,000円でございます。

なお、事業費の内容といたしましては、老朽管の布設替工事ということで、2.2キロを計画をしているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第17号平成25年度築上町水道事業会計予算についてでございます。

本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額及び一時借入金の借入限度額を5,000万円と定めているところでございます。

内容については、第3条予算の収益的収入及び支出は、水道事業収益2億4,982万9,000円、うち主なものは、給水収益が2億4,360万円、受託工事収益40万円、加入金等196万7,000円、支出の水道事業費用は2億3,413万2,000円で、主なものは、受水費5,798万6,000円、動力費が1,310万4,000円、修繕費が2,278万5,000円、受託工事費40万円、人件費が1,621万5,000円、企業債支払い利息1,772万6,000円を見込んでおります。

第4条の資本的収入は、工事負担金50万円、支出の主なもの、建設改良の配水管布設工事の営業設備費の210万円、企業債償還金8,193万9,000円を見込んでいます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

日程第21.議案第18号

日程第22.議案第19号

日程第23.議案第20号

日程第24.議案第21号

日程第25.議案第22号

日程第26.議案第23号

日程第27.議案第24号

日程第28.議案第25号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第21、議案第18号築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第28、議案第25号築上町水道法施行条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第25号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第21、議案第18号築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから、日程第28、議案第25号築上町水道法施行条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第18号築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第19号築上町環境施設基金条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号築上町道路構造の基準に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号築上町道路標識の寸法に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号築上町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提

出する。

議案第24号築上町コミュニティセンター条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第25号築上町水道法施行条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成25年3月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第18号は、築上町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

本案は、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)という名前をついていますけれども、インフルエンザの経験を踏まえまして、新型インフルエンザが発生した場合に、国・県及び関係機関と連携をした対策により、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないよう、平時からその対策を講じることが求められているために、本対策本部を設置するために条例を制定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第19号築上町環境施設基金条例の制定についてでございます。

本案は、築上町環境施設(ごみ処理場・リサイクルプラザ・有機液肥製造施設)の適切な維持管理等に関し、必要な財源を積み立て、築上町の環境施設基金条例を設置しながら、この基金によって大きな修繕等々が出れば利用するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第20号築上町道路構造の基準に関する条例の制定についてということで、本案は、国の道路法の改正により、町道を整備する場合における一般的・技術的基準に関して、必要な事項を定めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第21号築上町道路標識の寸法に関する条例の制定についてでございますが、本案も、この先ほど申した道路法の改正によって、町が道路標識等を設置する場合に基準を定めるものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第22号築上町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてということで、本案も河川法の改正がされました。その河川法の改正に基づいて、町が管理する準用河川の構造に関する技術的基準に関する必要な事項を本条例で定め、制定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第23号築上町営住宅の整備基準に関する条例の制定についてということで、本条例案も公営住宅法の一部改正により、町営住宅等の整備基準について条例で定めることにしました。条例を制定するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第24号築上町コミュニティセンター条例の制定でございますが、本条例案は、コミュニティセンターが一応3月24日に一応オープンするわけでございますが、正式には、4月1日から開設するというふうなことで、築上町コミュニティセンターの設置運営上必要である条例を制定するものでございます。よろしく御

審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第25号築上町水道法施行条例制定についてということで、本条例も、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための一応関係法律の整備がされたところでございます。

水道法の一部が改正されたので、この条例によって布設工事監督者に監督業務を行わせる水道の種類、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を町条例で定める必要があるために制定をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長(田村 兼光君) ちょっとお諮りします。トイレ休憩はいいですか。(「いいです」と呼ぶ者あり)じゃ続行します。(「トイレ休憩、お願いします」と呼ぶ者あり)5分ぐらい短いけどちょっとそれで。11時5分から開会します。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時05分再開

議長(田村 兼光君) それでは、会議を再開します。

日程第29. 議案第26号

日程第30. 議案第27号

日程第31. 議案第28号

日程第32. 議案第29号

日程第33. 議案第30号

日程第34. 議案第31号

日程第35. 議案第32号

日程第36. 議案第33号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第29、議案第26号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第33号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第29、議案第26号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第36、議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第26号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第27号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第28号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第29号築上町下水道施設条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第30号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第31号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第32号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成25年3月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第26号は、築上町税条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の改正があり、税条例を一部改正するもので、主な改正事項といたしましては、本町に主たる事務所を有する仮認定特定非営利活動法人の追加でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第27号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案も国の関係法律の公布によりまして、障害者自立支援法が一部改正されます。これに伴い、関係条例を整備する必要があり、条例の改正をするものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第28号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも関係法令の改正がございまして、同、いろんな法令、それから規則が改正されました。これらの規則をしんしゃくして条例を定めることになったため、関係規定を整備するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第29号築上町下水道施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例案は、下水道法の規定に、これも条例が法律が改正されまして、新たに設置することに伴い、条例の

一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第30号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案も道路法、道路施行令等々の改正がございまして、この条例を改正する必要がございましたので提案させていただきます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第31号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本条例の制定についても、公営住宅法の改正、それから入居基準等の定めている条例を改正する必要がございますので、その条例を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第32号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、コミュニティセンター開館に伴い、老朽化した築城公民館を閉鎖をします。そのことによって条例の一部を改正する必要がございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第33号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も前号と同じコミュニティセンターの開館に伴い、築城図書館を閉館することにいたすもので、条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

#### 日程第37. 議案第34号

議長(田村 兼光君) 日程第37、議案第34号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第34号築上町過疎地域自立促進計画の一部変更について、築上町過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更する。平成25年3月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第34号は、築上町の過疎地域自立促進計画の一部変更でございますが、これは、保育所整備事業を行うために、今ある計画に追加をいたしまして、保育所の支援をするために行うことで、議会の議決が必要になりますので、提案をさせていただいているところでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

#### 日程第38. 議案第35号

#### 日程第39. 議案第36号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第38、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第39、議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを会議規則第37条の規定により一括上程したいが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第35号から議案第36号までは一括上程とすることに決定しました。

日程第38、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第39、議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求め。平成25年3月4日提出。

議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求め。平成25年3月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第35号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本案は、寒田地区の生活改善センター、今まで指定管理をしておりませんでした。今回指定管理を行うものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議案第36号も同じく公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は、伝法寺地区の生活改善センターでございます。本案も同様に今回指定管理を行うということで提案させていただいております。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

#### 日程第40. 議案第37号

#### 日程第41. 議案第38号

#### 日程第42. 議案第39号

#### 日程第43. 議案第40号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第40、議案第37号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてから、日程第43、議案第40号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてまでは、契約、人事、組合規約、繰越明許費の案件です。したがって、日程第40から日程第43までを会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号から議案第40号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第40、議案第37号工事請負契約の締結について、議決内容の一部変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第37号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について、平成24年10月19日付議案第87号をもって議決された公共下水道事業(椎田処理区管渠築造工事(34工区))の工事請負契約の締結に係る議決内容の一部を次のように改める。平成25年3月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 本議案は、平成24年10月3日に条件付一般競争入札を行った結果、徳倉建設九州支店が、消費税込みで5,722万5,000円で落札をいたしました。平成24年10月11日に仮契約を締結いたしまして、平成24年10月19日に臨時議会において議決をいただきました。

今回変更しなければならない理由は、推進工に伴いまして発進部の地盤が不安定でございます。この発進部の地盤を安定させるために土壤改良を実施しなければならないわけでございます。

この土壤改良に要する経費が174万6,800円ということで、消費税込みでございますけれども、額を増額をいたすものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 今のちょっと説明で、金額が約170万ぐらいの金額なんですけど、土壤改良をしないといけないと今言われたんですけど、そういうふうな資料も全然ない、ついていません。どの部分をどういうふうにするのかが全然わからなくて、なぜ170万もの金額がかかるのかはわからない。

それと、今資料を、これが多分その液剤注入工法とか何か書いている分があるんですけど、これはどういうふうな意味を示す図面なのかも全然わからない。この内容についてちょっと説明をお願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課の古田です。よろしくお願ひいたします。

武道議員のおっしゃる図面について御説明をさせていただきたいと思ひます。

上のほうの図面が真上から見た図面になっております。白い部分が立て坑といたしまして、推進をする発進工ということで、それから斜めの線が入っている部分が、水道管を入れるための推進工を進めていく方向を示しております。

この管の土壤がちょっと尾園川水系という形で、湧水とそれから玉石等の転石がありまして、土壤の安定を図るためにこの10メートル間を地上、上から1メートル間隔に穴を掘っていきまして、この1メートル間、下の図面でいいますと、横向きに切った分ですが、10メートル間を上から1メートルピッチで掘りまして、土壤の改良をしていったということでございます。

以上です。



議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 多分今の説明でほとんどの方はわからないと思うんです。場所がどこなのか、例えばこの説明をするのに、ゼンリンの地図でこの地域のこの場所でとか、ある程度図面を出してこの区間がとか、工事をやっててこういうふうな状況があったからこういうふうな工事をしなくてはいけなくなったとか、もう少しやはり詳しい内容で、本当に必要性があったのかないのか、これをしなかったらどうなったのかという部分がわからないと、私たちがこの予算をつけていいのか、工事の変更の金額を変えていいのかとかいう部分がわからないのが現状だろうと思うんです。

特に工事案件については、私どもその専門家ではないという部分で、本当の審議というか、をやはり私たちもしないといけないという部分から考えれば、もう少し丁寧なというか、わかりやすい説明をするべきではないかなというふうに思うんですが、これ町長にちょっとお聞きしたいんですけど、この説明、町長わかりますか。これでないと本当に必要かどうかという判断がつくような資料なんですかね。ちょっと私はすごくこれ不満というか疑問に思うんですけど、町長はこれで内容はわかって、私たちにちゃんと説明できる資料だと思って提案をしているのか、お聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 非常にあそこは、土壌が安定していないという話で決済は回ってきているので、それに基づいて、土壌が安定させる方法をするということで決済には判を押した記憶はございます。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 町長、そうじゃなくて、その決済をした記憶があったとかないとかちゅう話じゃなくて、私たちにちゃんと説明ができる内容でこの提案をしたんですかという話なんです。

その提案というか、町長が記憶があったとかないとか、記憶があったから御提案しているんで、記憶がないで提案されたり何かすると、それこそとんでもない話なんで、ただ私たちが理解できるような提案をしていたかないと、記憶があったとかないとかちゅうレベルじゃなくて、私たちがこの判断ができるかできないかと。そのちゃんとした形の資料が町長はこれで十分なんだと思うのか、ちょっと不十分なのかというふうに思っているのか。そこをお聞きしたいということなんです。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 全ての町債が課長のほうに任してありますけれども、この方法で改良したいと。場所は椎田保育園のところの多分あそこだろうというふうに はっきりは私も、それはもう課長が責任を持ってやっていますので、これでいいかということで、私はオーケーという形で、当然全ての課は大体そういう形で私も事務は処理しておりますので、やっぱり課長が全てを把握しながら私に報告に来るということでやってるので、全てを私が把握しているわけではございません。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 課長、やっぱりこういうわけでこうなりましたからということ、やはりはっきり明確にせにゃいかんよ。

ほかにございませんか。吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) これは、推進工があるということで、金額も5,000万超しているからでしょうけど、町外の業者、大手がとった仕事だと思いますが、ちなみにこの仕事にかかわっている地元の地場業者が、担当課から見て比率でいうとどれぐらいの仕事にかかわっているか。だから2本あると思うんですね。

もう1個、今度は上がっていないけど、キドとかいう会社がとったとこ等あると思うんですけど、今ちょっと聞くところによると、ほとんど地元の人が仕事をしているんですね。ほとんど。現場に事務所を出して監督をして、言葉は悪いけど、稼ぎだけとって帰るののが大手なんですよ。やっぱりそういう方法で入札すると、地元に参加できる業者が少ないわけですか。課長、どうです。ちょっと。

それと、比率的に言うてどれぐらい、本当に今自分が聞き及ぶ範囲では、ほとんど現場監督とプレハブ以外は、実質的には地元の業者が苦勞してされよると。それやったら、よその税金を払わんところにお金を持って帰られて、地元の人があるかすをするようなことが、本当に公募型の一般入札、それから最上な入札が行われたと言えるんでしょうかね。それよりも、もう指名を組んで競争させたほうが、地元の業者とか、あるいは地域限定とかというような形の公募型をとるとか、そういう方法を考えてほしいと思うんですが、町長、ちなみにどれぐらいの確率でこの工事に係る5,000何百万の工事の、計算していないでしょうけど、大体どれぐらい係わってやっているんですか。課長。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 今の御質問は、地元の業者がどれぐらいかかっているかちゅうことですかね、今のは、実質的には、現場代理人 先ほど議員さんが言いましたように事務所と大手の現場代理人がついておりますが、あとは推進工、それからいろんな舗装工についても、推進については特殊工法でありますのでその専門業者が来てまいっております、舗装工事につきましては、地元の業者が自主的に掘削等、それから部分的な分を地元業者がやっているという状況でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) そして、これは当然部分的に下請、特殊なやつをするわけですから、特定か何かの許可を持っていないとだめなんでしょう。特定建設業かなんかの許可が必要なんでしょうか、この工事。そういった工事に参加できる業者は、町内業者で、あなたの下水の範囲で大体把握しているところで、もうしよと思えばできるような業者は何社ぐらいあるか。大体のところはわかりませんか。

議長(田村 兼光君) 古田下水道課長。

下水道課長(古田 和由君) 下水道、古田です。築上町の特定業者としては、約7社ぐらいではないかなちゅう確認、それぐらいしか確認しておりません。

議長(田村 兼光君) ほかにございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第37号について採決を行います。議案第37号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第41、議案第38号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第38号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成25年3月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第38号は、築上町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、築上町教育委員会委員の亀田悟氏が、平成25年3月24日をもって任期満了になります。新たに築上町教育委員会委員を任命するに当たり、亀田俊隆氏を教育委員会委員に任命する案件でございます。

なお、亀田氏の履歴は11ページに掲げてありますが、京都高校を出まして、広島大学を出て、それから高等学校の先生をして、小倉高校、京都高校、それから西田川高校の校長を初め、最後は築上西高校の校長で、一応県の高等学校を去ったという方でございます。

現在は、東海大学の福岡短期大学特認教授ということで、非常勤で勤めているようでございますけれども、一応彼を任命する案件でございますので、よろしく御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 本案は、人事案件です。会議規則第82条の規定により、投票で同意、不同意を本日決定したいと思います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は16人です。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第32条第2項の規定により、投票立会人に、11番、塩田昌生議員、12番、中島英夫議員を指名します。

では、投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長(田村 兼光君) 念のため申し上げます。投票は無記名投票とします。任命に同意の方は同意に丸印を、不同意の方は不同意に丸印をつけてください。どちらとも判明しがたいもの、あるいは白票は不同意と見

なします。

では、投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

議長(田村 兼光君) それでは、記入をしてください。記入をしたら、順次投票してください。

〔議員投票〕

議長(田村 兼光君) 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで投票を終わります。

では、開票を行います。

立会人の方はお願いいたします。

〔開票〕

議長(田村 兼光君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、同意14票、不同意1票、したがって、議案第38号の築上町教育委員に亀田俊隆氏を任命することに決定しました。

議場の出入り口をあけてください。

〔議場開鎖〕

議長(田村 兼光君) 本人に議場に入場してもらってください。

〔教育委員 亀田 俊隆君 入場〕

議長(田村 兼光君) ここでこのたび教育委員になられました亀田俊隆さんを紹介します。自己紹介をお願いします。

教育委員(亀田 俊隆君) 皆様、こんにちは。亀田俊隆でございます。このたび本町に教育委員として御指名いただきました。私は、この築上町に生まれ、そしてこの町に育てていただきました。今後精いっぱいこの築上町の教育向上に力を尽くすことができるといふふうに考えております。どうぞお世話になると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

議長(田村 兼光君) ありがとうございました。御退席を願います。

〔教育委員 亀田 俊隆君 退場〕

議長(田村 兼光君) 日程第42、議案第39号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第39号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、地方自治法(昭和20年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成25年3月31日限り、福岡県市町村職員退職手当組合から、田川地区清

掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させ、平成25年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に下田川清掃施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。平成25年3月4日提出、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第39号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村退職手当組合規約の変更でございますが、本案は、組合の中から25年3月31日をもちまして、田川地区清掃施設組合、それから福岡県市町村災害共済基金組合を脱退させます。両組合は解散をいたしまして、新しく田川のほうは、下田川清掃施設組合という形で変更になって再度加入をするということで、福岡県市町村退職手当組合の規約を変更するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第39号について採決を行います。議案第39号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第43、議案第40号平成24年度公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第40号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、地方自治法第218条第1項に規定により、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。平成25年3月4日、築上町長新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第40号は、平成24年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)でございます。

本予算案は、椎田処理区管渠築造工事(3 3工区)の推進工事において、地質がやはり、前議案の37号

でしたが、断続的に非常に軟弱な地盤ということで、掘削作業に不測の時間を要しております。この工区におきましては、繰越明許を措置したいということをお願いをするものでございます。

そして、繰越明許を措置していただいた後、できれば変更契約をして、きょう即決ということをお願いしておりますので、その後、今議会中に再度契約変更の議案を出させていただきたいと、このように考えている次第でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。議案第40号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時44分散会